



### 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

**【お問合せ】** 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

### 10月1日から7日までは「公証週間」です

「遺言や大切な契約を公正証書が守ります」

「老後の安心は任意後見契約で」

公証人は、国の一機関として、中立・公正な立場で、地域住民のみなさんの財産などの権利や生活を守る仕事をしています。

法律の専門家である公証人が作成する公正証書は、公文書であり、これによって大切な権利を守り、また、私的なトラブルを未然に防ぐ役割を果たしています。

公証人の主な業務は、次のとおりです。

- 公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。
- 公正証書で遺言書を作って、大切な人に遺産を譲ります。
- 公正証書で養育費の給付契約書を作って、子どもの将来を守ります。
- 任意後見契約書を作って、老後の安心を確保します。
- 会社などを設立するための、定款を認証します。

手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。

公証事務に関する相談は無料です。いつでもお気軽にご相談ください。

#### 青森県内の公証人役場

青森公証人合同役場 青森市長島一丁目3番17号 阿保歯科ビル4階

☎017-776-8273

公証人 本多 裕一郎

**【お問合せ】** 青森地方法務局総務課 ☎017-776-6238